

高校生等教育給付金について

○高校生等教育給付金（返還不要）とは？

高校生等教育給付金は、国の「高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)」事業を活用し、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得者世帯を対象に返還不要の給付金を支給する制度です。

※支給回数は、1人の高校生につき年1回、通算3回(定時制・通信制の高等学校等に通う高校生は4回)までです。

○給付金の対象となる世帯と支給額

1 対象となる世帯

保護者が岡山県内に住所を有し、平成26年4月以降に高等学校等へ入学した高校生がいる世帯が対象です。

(県内の高校生であっても、保護者の方が岡山県外に住所を有する場合は、お住まいの都道府県の制度が適用されます。詳しくはお住まいの都道府県にお問い合わせください。)

基準日(各年7月1日現在)において、次のすべての項目に該当する世帯が対象となります。

- (1) 高等学校等に在学している者がいること。
- (2) 保護者が岡山県内に住所を有すること。
- (3) 保護者全員の道府県民税・市町村民税の所得割が非課税(0円)又は生活保護(生業扶助)を受給していること。

★該当する家庭には、10月頃、事務室から手続の案内をいたします。

※なお、次の場合は給付の対象となりません。

- ・保護者が岡山県内と県外に別居し、県外在住の保護者が、岡山県以外の都道府県が実施する同様の制度を申請している場合。
- ・児童相談所や児童福祉施設(母子生活支援施設を除く)入所や里親委託の高校生が授業料以外の教育費(見学旅行費又は特別育成費)を別途措置されている場合。

2 支給額(年額)

一人あたりの支給額は次のとおりです

- ① 生活保護受給世帯 32,300 円
- ② 保護者全員の道府県民税所得割額・市町村民税所得割額が非課税(0 円)である世帯
 - (1)高校生(1人目)を扶養している世帯 117,100 円
 - (2)高校生(2人目以降)を扶養している世帯 143,700 円
 - (3)※高校生以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯 143,700 円

※対象となる高校生が1人しかいない場合でも、保護者が当該高校生以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の兄弟姉妹を扶養しているときは、(2)(3)と同額が支給されます。